

昌子の広場

第66報

小林昌子議会報告

**和和泉市無所属市民派
小林昌子**

和泉市緑ヶ丘2-13-10
 自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626
 事務所 Tel(Fax)0725-53-4451
 Email masakokob@yahoo.co.jp
<http://masako-hiroba.info/>
 ホームページもご覧下さい
 yahooの小林昌子で検索出来ます



目次

- ・会派代表者会議の会議録結論のみに
 (情報公開審査会の答申に従わず) P1-2
- ・非常勤職員と任期付き職員制度 P3
- ・税金の正しい使い方を求めて、昌子の広場 P4

**会派代表者会議の会議録結論のみに
 (情報公開審査会の答申に従わず)
 非常勤職員と任期付き職員制度**

いきさつは以下の様なものです。
 (情報公開を請求した方から情報を頂いています。)

市民から会派代表者会議議事録
 の情報公開請求(06.06.02)



議会は次の理由で非公開の決定(06.06.15)
 ・代表者会議は秘密会の扱い
 ・会議録を公開すると議員の率直な意見交換が出来ない



市民は非公開を不服として異議
 申し立て(06.07.07)



議会は会議録を逐語記録式から
 結論のみに変更(時期不詳)



審査会の答申(06.10.23)

- ・会議録は議員名を除いて全て公開すべきである
- ・議会の議論は公開が原則であり、会議録を結論のみにしたのは、審議過程の省略であり好ましくない
- ・代表者会議が曖昧な機関である事がこの様な問題を起す一因と考えられるので、位置付けを明文化すべき

これに対して議会は

会議録は公開する
 会議録は結論のみにする
 制度は現状のままとする
 、 は審査会の意見には従わないとの結論

この結論は審査会の二つの意見に従わず、議会の透明性を自ら否定し、市民への説明責任を放棄したものと考えざるを得ません。

会議録について

会議録を従来の逐語記録式から結論のみに変更したのは、事務の簡素化といっていますが、そもそも結論のみ記載とした代表者会議の議事録は見あたりません。誰がいつこの様に決定したのか明確ではありません。会議録の情報公開請求があったことから、今後を見越して変更した可能性が大きい。そうでなければ長い間逐語記録式で会議録を作って来て何ら問題が無かったのに突然これを変更する理由がありません。審査会はこの件で次のような意見を答申しています。

「議会の議論は本来公開すべきであり、意思形成過程を住民と共有することに意味があるといえるのであるから、当該記録方法では不適切であり、審議過程が明らかになるような記録を作成する必要があると認めるものである。」

即ち市民への説明責任からして、結論のみの会議録は

次頁に続く

好ましくないと指摘したものです。ちなみにこの結論のみとは

平成18年4月26日に開催された代表者会議(主たる議題:市民の訃報情報を議員に提供する件に関する住民監査請求への対応)の会議録は

【結果】監査結果をふまえ、今後対応していく。たった1行のものです。

ここでは、何を議論しどのような審議の結果、この結論に至ったか全く分かりません。会議録の体をなしていません。

何故審議会の意見に従わず、結論のみに拘るのか

今回の異議申し立てに対し、議会は会議録を公開しない理由の一つとして「これを公開すると率直な意見交換が出来ない」と主張していました。これが結論のみに拘る理由だと思います。

しかしこれについても審査会は

「そもそも市民の代表者である議員は、代表者であるがゆえに本来公開の場で意見を述べて議会の意思形成にたずさわり、もって市民の付託に応えることが求められているのであり、実際本会議等では公開の場での意見交換が行われている。したがって、公開を前提にしたとき今後自由かつ率直な意見交換が全く不可能になるとの実施機関の主張は、議会制の本質上到底受け入れる事は出来ない。」

と明確に否定しています。

代表者会議のありかたについて

審査会は、代表者会議のあり方について次の様な答申を出しています。

「情報公開条例を制定しその実施機関となった以上は、過去からの慣例どおりで良しとしてはならないのであって、議会における議論は、市政の付託者である市民の目の前で行われるべきということを基本として、開かれた会議の形を検討することが求められているのではないかと考える。(中略)

また、実施機関が本件非公開決定を行った背景には、会派代表者会議について設置運営の根拠規程がなく、あいまいな機関となっていることが一因となっておりとみられるところ、このことは情報公開の精神からみても、また、法治主義の観点からみても、問題があるので公的な機関であることを前提としてその位置付けを明文化することが望ましい。」

即ち、開かれた議会を旨とし、制度のあり方をこの機会に検討すべきとしたものです。

しかしこれについても、何らの検討もすることなく従来の運営方法を踏襲するとしたものです。

議会は意見を受け入れない理由を明らかにすべきです。

審査会がこの意見をつけたのは、情報公開条例第14条第2項に基づいたものです。それには

2 審査会は、前項の規定に関する審査のほか、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べる事が出来る。

とあり、審査会は代表者会議のありかたについて、情報公開上重要な問題として意見を述べたものです。

更に、第13条第3項には

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに決定又は裁定を行わなければならない。

とあり、同じくその解釈に

「これを尊重して」とは、審査会の答申に法的に拘束されるものではないが、審査会設置の趣旨から、審査会の答申を最大限に尊重しなければならないとするものである。

とあり、これからいうと、特段の事情が無い限り、法的にはともかく答申に従うのが情報公開制度に審査会を設置した意味であると考えます。

この様な趣旨に反し、答申を尊重しないのであれば、何故その様な結論になったのかを明らかにすることが、市民への説明責任を果たすことであり、且つ審査会への礼儀でもあると考えます。

私は、この件で議会運営委員会で議論する事を求めましたが、代表者会議で議論すべき事項であるとして取り上げられませんでした。議会の透明性が要請されているときに代表者会議でこの様な結論に至ったことは誠に残念です。

東京都多摩市の代表者会議は、非公式の会議であるにも拘わらず、余程のことが無い限り会議を公開しています。多摩市に確認したところ、市長の収賄事件があり、この件での代表者会議が公開されないことに対して市民が強く抗議し、その結果公開することが決まったようです。

和泉市でも多くの市民の方のご支持を得ながら、今後会議録の作成と会議そのものの公開に向けて努力していきます。

非常勤職員問題と任期付き職員

私は、昨年の12月議会の一般質問でこの問題を取り上げ、会報1月号で報告させていただきました。その後読者の方から私の主張がいまいちはっきりしないのご指摘がありましたので、再度今後の対応についての私の考えも含め御報告します。

前回もご報告しましたが、現在正規職員以外に多くの非正規職員が働いており、和泉市にとって大きな戦力となっています。和泉市全体で600人弱の規模で全国では40万人を超えるのではないかとわれています。

	人数	月額報酬	ボーナス	勤続年数
正規職員	1,529	340,300	4.45月分	20年
再任用職員	13	200,800	2.35月分	
非常勤職員	170	124,000~ 217,000	3.85月分 +10,000	6年9ヶ月
臨時職員	413	72,000~ 128,500	2.89月分	

この内特に非常勤職員の実態は常勤の職員と同じような勤務形態が常態化され、本来1年限りであるにもかかわらず雇用契約の更新を繰り返し、長期にわたって同じ職場に居る状態が多く見られ、雇用の実態が非常勤職員での雇用と乖離しているのが実情です。

更に和泉市の非常勤職員には職員と同じような期末手当が支給されています。勤務の実態等から正規職員と同じように期末手当を支給している市の考えは理解できないではありませんが、これは法律に違反しているもので、許されることではありません。

このような実態と乖離し、不安定な雇用状態にある非正規職員の処遇を抜本的に見直す必要があると考えたものです。それに対し一つの解決手段が任期付(短時間勤務)職員です。

この任期付き職員の制度は、2004年6月に「地方公共団体の任期付き職員の採用に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。この任期付き職員とは

地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的として、任用・勤務形態の多様化を図るために「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が改正され、各地方公共団体が条例を制定することにより採用が可能となる新たな勤務形態の職員です。条例の制定が必要です。

任期については3年(特に必要がある場合は5年)を超えない範囲内で市長が定める事になります。

短時間とは1週間当たりの勤務時間が、「常勤職員」の勤務時間(週40時間)に比べ短い時間であること

をいい、条例で定めます。

身分は一般職の地方公務員となりますので、任期の定めのない常勤職員と同様に地方公務員法の適用を受け、4つの義務[サービスの宣誓・法令及び上司の職務上の命令に従う義務・職務に専念する義務・秘密を守る義務]、2つの禁止[信用失墜行為の禁止・争議行為等の禁止]及び2つの制限[政治的行為の制限(技能系職員を除く)・営利企業等の従事制限]が職務上求められることとなります。

今までの非正規職員と異なり

- ・手当等を含め常勤職員と同じ処遇を受けうる
- ・任期が原則3年ないし5年と限られる
- ・任用は公募、選考が原則

等で、従来からの不透明な任期更新は、採用が明文化され、透明化が図れます。これに伴う自治体の負担は手当の制度化等で若干の負担増となるものと思います。

(東京都中野区の例では臨時職員の時間あたり単価が1,030円に対し任期付き職員の時間単価は1,274円と若干の増です)

大阪府内では既に以下の12の自治体で条例化されています。(*泉南市は今年4月から実施)

自治体	条例化の時期	任期付き職員任用数	非常勤職員
大阪市	17年3月	3人	2095人
堺市	16年3月	未実施	166人
豊中市	18年3月	268人	775人
東大阪市	18年3月	未実施	約1300人
池田市	16年3月	1人	405人
高槻市	14年12月	10人	900人
枚方市	16年12月	299人	1353人
寝屋川市	15年7月	1人	93人
箕面市	17年3月	41人	114人
摂津市	17年12月	3人	不詳
泉南市	18年3月	130人*	5人
四条畷市	18年3月	31人	25人

既に実施している豊中市の状況を調べると

- ・導入の狙い
 - 市民サービスの向上、非正規職員の身分の安定、市としての正当性確保、多様な雇用形態の活用
- ・H18.6月嘱託員を対象に適用 268人
- ・H18.12月に一般公募募集 38人応募 374人
- ・テスト、面接等で採用決定
- ・任期は3年
- ・準備期間 半年から一年

税金の正しい使い方を求めています

私は市民の皆様の税金が正しく使われるよう議会の一般質問等を通じて質していますが、同時に市民オンブズマンと連携し住民監査請求や住民訴訟によってそれが実現されるよう市に求めています。

現在のそれらの活動をまとめてご報告します。(オンブズマン単独のものも含まれます。 :私独自 :オンブズマンと共同 :オンブズマン独自)

()内は訴訟の意義です

・互助会関連訴訟(職員厚遇問題)

ヤミ退職金の支給のために違法に支出した互助会への補給金の返還及び退会給付金制度廃止に伴う積立金を職員で山分けしたことが違法として訴えている訴訟

・市長給与返還訴訟(市長等特別職の責任と倫理問題)

前市長が逮捕・拘留期間中の給与を全額受領したのが違法として返還を求めている訴訟(判決3月22日予定)

・議員への市民の葬儀情報提供訴訟(議員活動のあり方及び個人情報保護問題)

議員が葬儀に参列するため市民の葬儀情報を提供することは、本来の議員活動と何ら関係のない行為への不当な支出で個人情報保護条例にも抵触する違法な事務であるとして訴えている訴訟

・弥生博物館横用地の先行取得訴訟(土地開発公社問題)

大阪府の依頼で公社が先行取得した土地が、大阪府が約束通り買い上げないため、土地の値下がりや金利等で和泉市に多大の損失が発生しており、早期に大阪府に買上を求める訴訟

・監査委員の業務懈怠訴訟(住民監査請求での監査委員の責任問題)

住民監査請求の監査結果に他の自治体の監査結果をそのままコピーしたのは監査委員の責任と義務を放棄したもので、その間の報酬を受けるのは違法として訴えている訴訟

・大阪府の当市への市町村振興補助金に関する住民監査請求(補助金の適正支出問題)

大阪府の和泉市に対する行財政の健全化を目的とする市町村振興補助金は、弥生博物館横用地の問題でその金利分を和泉市に補助するもので、補助金の目的に反して違法又は不法としておこした住民監査請求

昌子の広場

昌子の日記

- 1/5 和泉中央駅会報配布
- 1/8 成人式
- 1/9 和泉中央駅会報配布、新年互礼会、槇尾川ダム定例会
- 1/10 淀川水系流域委員会休止に抗議する申し入れ
- 1/11 市議会議員特別セミナー in 大津
- 1/12 同上、長岡京市市長選挙応援
- 1/13 万葉講座新年会
- 1/14 出初め式
- 1/15 和泉中央駅会報配布、じゃんけんポン定例会、環境審議会傍聴
- 1/17 事務所運営委員会
- 1/18 近畿市民派議員学習会 in 高砂
- 1/19 文化財保護事業用地裁判(大阪地裁)
- 1/20 私の水辺泉北地域交流会
- 1/21 自然館クラブ黒石観察会、のぞみ野にパチンコ店はいらん! 対策協議会
- 1/23 和泉中央駅会報配布、前市長給与返還訴訟
- 1/24 信太山駅会報配布、事務所主催 EM 講座、議会運営委員会
- 1/25 北信太駅会報配布、ワンステップ例会、子どもサポーター会議
- 1/26 食生活改推進協議会 40 周年
- 1/27 「食糧問題と食育を考える」講演会
川田悦子 & 二木洋子講演会
- 1/28 「家庭と仕事の両立を考える」市民バ^レィスカッション
障がい者の相談支援学習会
- 1/29 和泉府中駅会報配布、北池田小学校英語活動見学
- 1/30 農用地学習会、淀川水系流域委員会傍聴
- 1/31 和気小学校英語活動見学

< 事務所行事 > いずれも小林昌子事務所で
連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451
(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- 参加費 1,300円(3回分)
- ・次回は3月10日から開催の予定です
- ・開催時間 14時~16時

ちぎり絵

- ・講師 西原志満子さん
- ・2月14日(水)13時~16時
- ・材料費実費 参加費無料

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4火、木曜日 14時から約2時間
- ・初めて来られる方はご連絡下さい

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:~21:30